

国立大学法人東京農工大学保健管理センターにおける看護技術業務に従事する職員就業規則の一部改正

国立大学法人東京農工大学保健管理センターにおける看護技術業務に従事する職員就業規則を次のとおり改正する。

現行	改正	備考
<p>本則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、国立大学法人東京農工大学職員就業規則(以下「就業規則」という。)第4条第2項の規定に基づき、保健管理センターにおける看護技術業務に従事する職員の就業に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(労働契約の期間及び契約更新)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 看護技術員の労働契約は、保健管理センター所長が行う勤務実績等の評価が良好で、保健管理センター運営委員会が必要と認め、かつ、役員会が承認した場合は、<u>当初の採用日から3年を超えて更新することができる。ただし、看護技術員としての当初の採用日から5年を超えることはできない。評価については、保健管理センターが別に定める。</u></p> <p>(期間の定めのない労働契約への転換)</p> <p>第4条の2 看護技術員が労働契約法(平成19年法律第128号)第18条第1項に該当することとなる場合は、前条の規定にかかわらず、現に締結されている労働契約の期間が満了する日の翌日から期間の定めのない労働契約に転換するものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>本則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、国立大学法人東京農工大学職員就業規則(以下「就業規則」という。)第4条第2項の規定に基づき、<u>期間の定めのある労働契約(以下「<u>有期労働契約</u>」という。)</u>により雇用し、保健管理センターにおける看護技術業務に従事する職員の就業に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(労働契約の期間及び契約更新)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 看護技術員の労働契約は、保健管理センター所長が行う勤務実績等の評価が良好で、保健管理センター運営委員会が必要と認め、かつ、役員会が承認した場合は、<u>看護技術員としての有期労働契約の期間の始期から3年を超えて更新することができる。ただし、本学との有期労働契約の期間(労働契約法(平成19年法律第128号)(以下「<u>労働契約法</u>」という。)</u>第18条第2項の規定により通算契約期間に算入しないこととされている期間を除く。)から5年を超えることはできない。評価については、保健管理センターが別に定める。</p> <p>(期間の定めのない労働契約への転換)</p> <p>第4条の2 看護技術員が労働契約法第18条第1項に該当することとなる場合は、前条の規定にかかわらず、現に締結されている労働契約の期間が満了する日の翌日から期間の定めのない労働契約に転換するものとする。</p> <p>2 (略)</p>	

附 則(規則第5号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。